

⑤ 創業する方を支援しています

問・申 商工課(内線 510)

補助金の交付回数は、補助対象者ごとに1回を限度とします。詳しくは下の二次元コードから確認いただくかお問い合わせください。

○笠間市創業支援事業

1. 創業支援事業

対象者	年度内に店舗の新築または空き店舗など(3か月以上使用されていない店舗など、または建築後1年以上経過している施設)を利用した創業を行う方
対象業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業
対象経費	(1)新築、改装などの工事費 (2)店舗などの購入費 (3)設備費(パソコンなどの備品類は対象外) (4)その他市長が特に必要と認めた経費
交付額	補助率2分の1以内・上限50万円

2. 販売促進支援事業

対象者	創業後3年未満の個人、または法人
対象経費	(1)広告宣伝費(雑誌などの広告掲載料、折込チラシ経費など) (2)パンフレットなどの印刷物作成に係る経費(パンフレット、チラシ、ポスター) (3)ホームページ制作に係る経費(委託費)
交付額	補助対象事業費の2分の1以内・上限10万円

○女性の専門資格取得など支援事業

対象資格など	厚生労働大臣が指定する教育訓練で取得可能な国家資格、公的資格、民間資格など(趣味的な講座や資格、検定などは対象外) ※女性の就労およびキャリアアップにつながるもの(給料が上がる、専門的な職種、事業拡大、昇格・昇給など)、転職、再就職もしくは非正規雇用から正規雇用への転換のために有用なもの
対象者	市に住民票のある女性で以下の条件を全て満たしている方 ・令和7年3月1日以降に資格を取得した方 ・他の団体などから助成金を受けていない方(会社の福利厚生制度も含む) ・市税に未納のない方 ・最終学歴(通信制大学を除く)の卒業または中途退学の年度末から5年以上経過している方
対象経費	資格・免許取得に要した経費(検定試験の受験料、参考書などの教材費など) ※2つ以上資格・免許を取得した場合は、いずれか1つの資格・免許取得に要した経費
交付額	補助率2分の1以内・上限10万円
申請方法	対象となる資格などの確認のためヒアリングを行います。事前にご相談ください。

○笠間市女性創業支援事業

対象者	(1)笠間市に住民票のある女性の方 (2)法人の場合は本店が市内にあり、かつ代表者が笠間市に住民票のある女性の方 (3)今年度内に市内において創業を行う方
対象経費	(1)新築、改装などの工事費 (2)店舗などの購入費 (3)設備費(パソコンなどの備品類は対象外) (4)その他市長が特に必要と認めた経費
交付額	補助対象事業費の2分の1以内・上限50万円



笠間市創業支援事業



女性の専門資格取得など支援事業



笠間市女性創業支援事業

4 ページ **小さな命大切に。犬・猫の不妊、去勢手術をしましょう。**